

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

平成 26 年 4 月 1 日より消費税(国・地方)が 5 %から 8 %に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成 29 年度大船渡市一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分)に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | | |
|---|-------------------------|--------------|
| 1 | 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 280,700 千円 |
| 2 | 上記 1 が充てられる社会保障施策に要する経費 | 2,373,507 千円 |

(単位：千円)

事業名	決算額	特定財源	一般財源		
			地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他	
社会福祉	障害者福祉費 (自立支援給付事業)	927,356	694,437	47,314	185,605
	老人福祉費 (老人保護措置事業)	97,395	18,994	15,926	62,475
	児童福祉費 (子ども医療費助成事業)	55,264	12,487	8,690	34,087
	母子福祉費 (寡婦・寡夫医療費助成事業)	9,779	0	1,986	7,793
社会保険	介護保険事業	617,349	2,920	124,813	489,616
	国民健康保険事業	351,405	164,709	37,925	148,771
	後期高齢者医療事業	128,748	92,075	7,450	29,223
保健衛生	保健衛生費 (健康増進事業:各種がん検診)	37,832	6,054	6,455	25,323
	予防費 (感染症予防事業)	87,505	0	17,775	69,730
	診療所費 (診療施設勘定繰出金)	60,874	0	12,366	48,508
合計	2,373,507	991,676	280,700	1,101,131	